

令和5年度札幌市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象

「令和5年度札幌市内部統制評価報告書」

2 審査の期間

令和6年7月2日から同年8月23日まで

3 審査の着眼点

監査委員による令和5年度札幌市内部統制評価報告書の審査は、札幌市長が作成した内部統制評価報告書について、札幌市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

4 審査の実施内容

令和5年度札幌市内部統制評価報告書について、札幌市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「札幌市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果

令和5年度札幌市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

6 備考

特段記載すべき事項はない。

令和5年度札幌市内部統制評価報告書の項目別審査状況

1 評価手続に係る審査

(1) 全庁的な内部統制評価手続の審査

令和5年度札幌市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）【附属資料】「第2_1 全庁的な内部統制についての評価」の「(1)評価手続」を基に、内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）の評価作業が各評価項目に対して実施されているかについて、評価部局に対して質問等を行うことにより審査した限りにおいて、評価手続は適切であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制評価手続の審査

評価報告書【附属資料】「第2_2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(1)評価手続」を基に、課における評価手続が適切に実施されているかについて、評価部局に対して質問等を行うことにより審査した限りにおいて、評価手続は適切であると認められた。

審査にあたって、監査委員は、定期監査等で得た知見を用いたほか、「契約（物品・役務、工事）に関する事務が適切に行われないリスク」に着目し、下表のとおり、これに相当する特定リスク¹を設定している課を抽出して審査を行った。

監査委員が設定するリスク	区分		該当する各課の特定リスク
契約（物品・役務、工事）に関する事務が適切に行われないリスク	事務	一般会計	契約事務における意思決定過程の
		企業会計	無視
	工事		積算額の誤り

¹ 特定リスクとは、各課が、自らの課の業務に関するリスクを洗い出し、それぞれの重要性を評価したうえで、組織として対応する必要性が高いリスクとして選択したリスクをいう。

2 評価結果に係る審査

(1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果の審査

評価報告書【附属資料】「第2_1 全庁的な内部統制についての評価」の「(2)評価結果」を基に、整備状況及び運用状況の評価結果について、市長及び評価部局に対して質問等を行うことにより審査した限りにおいて、評価結果は適切であると認められるが、次の意見について留意されたい。

【意見】

ガイドラインでは、各課が行うリスクの評価について、リスクの影響度及び発生可能性を踏まえて「量的重要性」を見積もるとともに、行政に求められる信頼性や公平性、住民の安全の確保など「質的重要性」について検討を行うとされている。

これに対して、札幌市では、各課において、推進部局が全庁的な観点から発生頻度と影響度を踏まえて選定したリスク候補の中から特定リスクを選定することを基本とし、特定リスク候補の他に、特に重点的に取り組むべき重要なリスクがある場合には、これを加えて評価することとしている。

しかしながら、各課におけるリスクの評価・選定は、内部統制制度の根幹の一つであるところ、上記の取扱いが十分に浸透しているとは言い難い状況にあるため、各課において適切にリスクを評価・選定できるよう、実効性のある仕組みの構築を検討されたい。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の審査

ア 業務レベルの内部統制の整備状況の評価結果

評価報告書【附属資料】「第2_2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(2)評価結果」のうち「ア内部統制の整備の観点での有効性」を基に、前述の1-(2)により抽出した課についての当該年度のリスクに対する対応及び内部統制の整備上の不備について確認した。

その上で、これらの事項その他監査委員が定期監査等で得た知見に基づき、市長及び評価部局に対して質問等を行うことにより審査した限りにおいて、評価結果は適切であると認められた。

イ 業務レベルの内部統制の運用状況の評価結果

評価報告書【附属資料】「第2_2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(2)評価結果」のうち「イ内部統制の運用の観点での有効性」について、評価報告書【附属資料】「第1_2 業務レベルの内部統制の取組状況」の「(3)事故発

生状況調査の実施」に基づく報告により把握された運用上の不備等を基に、それ以外の記録等の閲覧や市長及び評価部局に対して質問等を行うことにより審査した限りにおいて、運用状況についての評価結果が適切であると認められた。